

論 文

## 室町初期太良荘の代官支配について

松浦 義則

論 文

## 室町初期太良荘の代官支配について

松浦 義則\*

はじめに

1. 一色氏の守護役
2. 預所職と百姓逃散
3. 代官排斥と徳政
4. 正長2年の検注

結びに代えて

はじめに

室町期の荘園の支配をめぐる問題について考えることを本稿の課題とし、具体的には若狭遠敷郡太良荘を取り上げてみたい。時期は一色氏が若狭守護となった貞治5年（1366）から、太良荘でも起こった正長元年（1428）の徳政一揆、及びその翌年に行われた検注までを対象としたい。

研究史を振り返るとまずは網野善彦氏の「停滞期の荘園」が注目される。氏の『中世荘園の様相』の第三章はこのような題が付けられており、一色氏支配から応仁の乱までが扱われている。荘の損免や守護役負担をめぐって、荘園領主東寺と荘官・荘民と守護との交渉がなされるが、それが一種の「慣行」を生み出し、それによって処理されていく。その処理に誰もが不満を懐いていたが、誰もがその「慣行」を崩すだけの動機もなく意欲も欠いており、そのようなあり方は「停滞」そのものだとされる<sup>1)</sup>。網野氏がこれを書かれた当時は守護領国は「進展」するものと捉えるのが一般的であったから、これは思い切った発言であるとともに、網野氏の歴史の捉え方の一端を示している。しかしその「慣行」が定着していく過程を検討したり、あるいは「停滞」の背後で行われていた実態を追及することも必要であろう。

太良荘を始めとする室町期の東寺領の検討から伊藤俊一氏は「荘家」という概念を提起された<sup>2)</sup>。賦課される守護役を負担あるいは軽減するために荘園領主と荘民は「荘家」において「対立を含みつつも共通の利害で結ばれている」のであり、それを示すものが荘園領主が守護役負担分の半分を負担するという「荘例」である。他方でこの「荘家」は守護役を「公事」と表現してその正当性を一定程度認識し、かくして「荘家」は「室町政権の基盤の中に恒常的にとりこまれていた」とされる。守護役が「公事」とされることの意義を論じられたのが榎原雅治氏であり、守護の主催する勧進猿楽が地域の寺社の造営を支援しており、またその棧敷に荘民が参加することは地域の「身分秩序を確認する

---

\*福井大学教育地域科学部教授

場」としての意義があったとされ、守護支配が地域のなかで一定の公共性を持っていたことを指摘されている<sup>3)</sup>。両氏に学べば、荘園が守護を支える基盤にもなっていたということである。守護役負担の実態を考えることにより、荘民たちがどのように対応したのかを太良荘を例に検討してみたい。

網野氏は「停滞」は所職が全ての人を捉えたことによっても起こるとされるが、それが進むと所職からはじき出された人の動きとしての徳政が一面では「所職の世界」の自己回復運動でもありながら、同時に「停滞」を克服するものとなると期待されている<sup>4)</sup>。太良荘の徳政は結果として「停滞」を打破できなかったが、その点も考えてみたい。

### 1. 一色氏の守護役

貞治5年(1366)10月に若狭守護となった一色氏の支配は、それまでの短期間で不安定な守護とは違って永享12年(1440)まで若狭を支配し、京都や在国の支配機構を整備し<sup>5)</sup>、後には国衛の機能も直接の支配下におく<sup>6)</sup>。太良荘との関連ではまずは荘に賦課される守護一色氏の守護役が問題となるが、これについては河村昭一氏が概略を述べておられるので<sup>7)</sup>、ここでは一色氏の守護役の特徴と、太良荘における守護役賦課が制度的に比較的安定化する応永20年代までの様相について述べておきたい。

まず一色氏代には地頭方に対し、それまで見られなかった椀飯、節供、御所築地、御所台所、采女、修理替という名称を持つ地頭御家人役が賦課されるようになった(領家方にはこうした賦課はない)。最初のころは様々な名目の地頭御家人役が賦課されていたが、応永10年(1403)以後は毎年固定するようになり(4-284)<sup>8)</sup>、節供(1貫文)、椀飯・采女・修理替(1貫500文)に整理された。一色氏はそれを支配する領主の地位・身分にかかわらず、地頭方を「武家領」とみなして、地頭御家人役を課しているのである<sup>9)</sup>。

次には守護役のなかで次第に比重を増していった御飯米越賃、駄賃馬、節供雇夫、傭夫(守護方傭夫)という夫役について考えておきたい。百姓のいうところでは半済以前には東寺に対し庭掃夫を3人(銭納で900文)勤めるだけであったが、半済以後は守護夫に対応するためそれまでの東寺への夫役も守護夫に振り替え、本所方・半済方ともに15人の夫役を勤めたという(ハ401)<sup>10)</sup>。しかし一色氏時代になると守護による京上夫賦課が激しくなり、永徳元年(1381)から至徳2年(1385)の4年間(至徳元年は不明)に本所方は少なくとも93人が徴発命令を受けたので、明德元年(1390)5月に代官の永田弾正藏人が小守護代武田重信と交渉し、地頭・領家・預所のそれぞれが4人宛計12人の守護夫を勤めることとされた(4-193・194)。

東寺への夫役を振り替えて守護夫の一部としたということから、これは地下役として百姓の負担とされた。しかし守護方は12人の守護夫の取り決めを守らず、そのうえ東寺供僧や代官は早米運送を荘民に命じたので、負担に耐えられなくなった百姓は応永元年(1394)ころ次のように訴えている(4-212)。まず守護夫が本所・半済・預所方に毎月それぞれ2・3人賦課され、そのほか守護所のある西津での朝夕の守護夫があり、以前の3・4倍にもなっているとしたうえで、

所詮彼之守護京上与申者、本所御方充申夫也、(中略) 猶々守護夫事、於公方被停止様御方便可有歟、若御秘評(計)難叶者、御公坪(平)以可有御下行者也、(中略) 守護夫解(懈)怠時、

若煩出来時、御百姓等之所行与不可蒙仰者也、と述べている。百姓たちはこの守護夫とは何かを問題として、それは本所が負担すべき役であるとし、したがって百姓が守護夫を怠ったため、守護方が荘園を違乱したとしても、それは百姓の責任ではないとする。しかし守護方の違乱を受けると百姓も困るわけであるから、これは脅し文句で、結局は將軍による守護夫の停止か、それができないなら守護夫負担にかかる経費を年貢から差し引いて欲しいという要求となる。

この要求を本所方僧侶は無視していたが、応永7年(1400)8月に作成された応永4年分の地頭方散用状(4-255)と応永5年分の領家方散用状(4-256)において西御所御飯米越賃と西御所檜皮持

人夫の費用がそれぞれ700文と2貫432文差し引かれており、檜皮持人夫の費用について「御百姓等引申候」と記されているから百姓が意図的に差し引いたことがわかる。僧侶は無論これを容認せず散用状に「か様人夫役自往古為地下役、公平ニ除之条不可然」「自往古為地下役」と記し、わざわざ「散用違目条々」という文書を作成して同じように非難している(4-258)。百姓がこのような行動に出た応永4年がどのような年であったかは後述したいと思う。その後は散用状が少ないこともあって不明だが、応永10年(1403)分地頭方散用状で「正守護殿御飯米越ちん」200文が差し引かれ(4-284)、その翌年には領家方の材木持夫が332文、地頭方の御飯米持夫500文が差し引かれている(4-290・291)。その後数年間は散用状が伝わっていないが、応永15年(1408)分の領家方散用状には4度に及ぶ御飯米越賃3貫400文が差し引かれている(4-331)。そして応永25年(1418)分散用状から御飯米越賃は領家方2貫500文(または2貫400文)、地頭方1貫200文に固定される

表1 地頭方における守護課役(単位:文)

年 代	残定銭	守護課役	左割合	典 拠
応安6(1373)	15714	5466	34.8%	4-93
永和1(1375)	15032	9249	61.5%	4-107・112
永徳1(1381)	21297	4672	21.9%	4-157
嘉慶1(1387)	19129	5462	28.8%	4-182
明德1(1390)	23511	8735	37.2%	4-199
応永7(1400)	20285	3818	18.8%	4-263
応永17(1410)	23393	10600	45.3%	4-351
応永19(1412)	19170	5958	31.1%	4-368
応永20(1413)	17858	3080	17.2%	4-372
応永21(1414)	21602	8952	41.4%	4-379
応永22(1415)	21403	10900	50.5%	4-391
応永23(1416)	20804	8140	39.1%	4-396
応永24(1417)	20804	9240	44.4%	4-400
応永25(1418)	20724	7334	35.4%	4-406
応永26(1419)	17530 <sup>*1</sup>	6665	38.0%	フ88
応永27(1420)	19381	9600	49.5%	フ90
応永28(1421)	19757	8400	42.5%	リ106
応永31(1424)	17119	7300	42.6%	ハ149
応永32(1425)	13780	7000	50.8%	ハ151
応永33(1426)	20458	6500	31.8%	ハ152
応永34(1427)	30116	15347 <sup>*2</sup>	51.0%	ハ154
正長1(1428)	18320	6700	36.6%	リ166

\*1 応永26年より領家方3.16石、地頭方2石の「守護方細々雑用」を控除したものが「残定米」となる。

\*2 兵糧米8.333石を含む。

ようになる(4-404・405)。駄賃馬一疋は応永24年分から領家方1貫文、地頭方500文に(4-399・400)、また節季備夫三人も応永27年(1420)分から領家方1貫400文、地頭方700文にそれぞれ固定される(に116、フ90)。ただし守護方備夫だけは年々差し引き額が変動する。守護夫負担のために実際に支出した額の内、どれだけが年貢から差し引かれたのかは明らかでないが、費用の三分二を領家が、三分一を地頭方が負担するのが早くからの決まりであった。

地頭方において年貢収納予定額である残定米と銭分に対して守護役の差し引き分の占める割合を散用状によって示したものが表1である(紙幅の都合で地頭方しか示していない)。守護夫の固定化が始まる応永20年代半ばまでは年ごとの変動が顕著であるが、応永20年代後半以後と比較すると全体としては守護役分の比率は低い。その意味で固定化は高負担固定化であったといえよう。とりわけ地頭方においては固定化の始まる応永24年(1417)以後の守護課役の平均比率は42.3%に達しており、地頭方は半ば守護支配の拠点になっていた(領家方は26.5%と低いが、これは先述のように領家方には守護の賦課する節供・椀飯・采女・修理替という地頭御家人役がないからである)。

守護夫は本来地下役であったものを、応永4年分から荘民が供僧の許可を得ないで差し引いたことにより、荘園領主も負担する荘園の役(荘民の意識では本所役)となった。これにより荘民の負担はいくらか軽減され、守護が守護役を増加させやすくなったものと思われる。守護役が荘園の役となったことにより、一色氏の支配はむしろ安定した。荘民は荘園の枠を離れて、守護役などに対応することはできなかった。伊藤俊一氏の指摘された「荘家」はこの意味で荘民にとっても荘園領主にとっても、更に一色氏にとっても必要な枠組みであった。

## 2. 預所職と百姓逃散

応永3年(1396)末に太良荘本所方の農民は東寺に抗議するため初めての逃散をおこなったが<sup>11)</sup>、それは損亡の免除額、預所の行った来納(前納分)の取り扱い、預所と代官が農民に肩代わりさせた御米越賃の負担をめぐるものであった(4-221)。ここに預所の支配が問題となっているので、半済以後の預所について振り返っておきたい。貞治5年(1366)に一色氏は先預所の侍従房快俊が幕府に背いた斯波高経の被官であるとして預所職を没収し、一色氏家臣の渡辺直秀が支配することになった(4-54)。こうして太良荘内に領家方・地頭方と並んで預所方が形成され、先述のようにそれぞれが守護夫役として4人を負担することになっていた(4-194)。この一色氏家臣の預所支配については別稿でも述べているが、それを簡単にいうと、本所年貢の内から預所支配の保一色の年貢が減額されてはいないので、預所は本所分の年貢を負担していた。すなわち一色氏家臣が支配していたのは本所東寺が収納する預所方年貢ではなく、預所職得分であり、それは本所分・半済分あわせて20石程度と考えられる<sup>12)</sup>。永和5年(1379)正月に光信という僧が「太良庄領家方半済所務職」の請文を提出しているが、そのなかで「但預所職事令本複(復)者、彼得分悉結公平」と述べており(4-126)、預所職が押領されているということは、年貢分ではなく「彼得分」、すなわち預所得分であったことをよく示している。そのほか預所職は「預所名保一色」の人夫を支配したと見られるが、本所方の百姓を人夫とするときは、本所に案内を経て雇うと述べている(4-67)。したがって一色氏の太良荘預所職支配は従来の太良荘における預所の支配のあり方を何ら変更するものではなかった。預所渡辺氏の

代官のようなものは史料に見えず、預所方の散用状が別に作成されてはいないので、本所方の公文や代官が収納にあたり、渡辺氏は得点を受け取るだけであったのではあるまいか。預所方という区分は本来は太良荘における預所の荘務活動を支える経済基盤をなすものであったが、今やそれが荘務活動とは無関係の単なる得点となっており、職の持っていた職能的性格が失われていることをよく示している。

永和3年(1377)正月16日に十八口供僧は「太良庄領家方預所職」に山臥禪朝(教実)を任命するとしているが、何日か後には「太良庄代官職」と言い換えられており(4-120)、任命された禪朝も「御代官」と称し預所を名乗ってはいない(4-121)。ところが明德4年(1393)4月に慶信という人が、太良荘夫用途16貫文のうち半分は自分が「預所」として負担し、残りは百姓より取り立てて納入するとともに、預所の任料を今月中に納入するという請文を東寺に提出している(4-207)。預所職を持つのは一色氏家臣の渡辺氏やその後継者のはずであるから、東寺が慶信を預所に任じているのはどういう事態なのであろうか。

まず慶信という人物については別稿で考えたが<sup>13)</sup>、彼は後に侍従房と称されており(4-225・230・244)、これより30年前に預所であった源俊も「にうのし、う(丹生侍従)」と呼ばれている(4-34・36)。30年も年代が離れていれば、通常は別人と考えるべきであるが、応永4年(1397)9月にこの慶信が東寺の快禪に宛てて代官禪朝(教実、山川)の非法を訴えた書状に、快禪の父の病気について「御緒老(所勞)なんきの由なけき入候、四十余年見参入候事にて候に、返々おとろきなけき入存候」と述べており(4-232)、40年以上前からこの父と知り合いであったというから、慶信はかつての預所源俊と同一人と見てよい<sup>14)</sup>。彼は丹生という太良荘の古地名(あるいは現地地名)を称し、百姓たちから「丹生殿」と称されているから(4-221)、現地に本拠を持つ人であったが、30年を経た後に預所となって復活したのである。そのためには預所方において渡辺直秀の跡を継いだ人の支持が必要であったろう。そして東寺からも預所職と認められる必要があったのは、慶信はかつての預所の任務を引き受けると共にその権限も行使することを認められるためであったと思う。そのことを応永3年(1396)末の百姓の逃散事件のなかで検討してみたい。

まず応永3年12月に「領家方御百姓等」が逃散の理由としてあげた3箇条を改めて示す(4-221)。

- ①「あけ田」の損亡10石の外に3町余の捨田の洪田(水害を受けた田)の損亡について、起請文でもって願うと認められるとの指示があったのでそうしたところ、逆に上使が下ってきて、百姓の屋内までも加責を加えるので、耐え難く逃散した。
- ②先代官の丹生殿(侍従房慶信)が徴収した来納分を年貢から差し引くことは認めないとの東寺の命令には従うことができない。
- ③守護は新御所米運送を荘郷の代官に命じており、太良荘でも丹生殿(慶信)と山伏(代官禪朝)がこれを請負った。他の荘郷では運送費は(石別)550文宛であるが、太良荘ではこの二人が懇望したので300文宛で運んだにもかかわらず、東寺がこの運送費を年貢から差し引くことを認めないというのは嘆かわしいことである。前条の来納と共に認めてくださったならば、遷住して公事を勤めたい。

この百姓の訴えと関連するのが応永3年の領家方年貢72石余より、差し引くべきものとして同じ12

月に公文弁祐が東寺に差し出した注文で、そこには守護10分1 (8.63石)、保一色預所手作分 (3.7石)、預所来納分 (13.6石)・同利子分 (8.16石)、損亡3分1など (24.99665石)、守護方細々使入 (3.167石)、保一色1段荒 (0.8石)、御使給分 (6石)、御使上下2人下用分 (3.04363石)、合計72石余が記されている (4-220)。このころの定米が72.09718石であったから (4-197)、この差し引き額をそのまま認めると、東寺への納入分はなくなってしまふ。当然東寺は強硬な年貢徴収態度に出ざるを得ないが、それに百姓は逃散で対抗したのである。

翌応永4年になっても百姓は還住しなかったので、2月10日に東寺は太良荘に関しての対応を書下にして示した (4-225)。その書下において百姓の要求している①については3分1を損亡分として免除するとしている。②については「先代官侍従房借物事」とあるのが預所慶信の来納に相当すると思われるが、それは「為私借用之上者、不可有御免」と慶信の来納は私的な借用であるから、年貢からの差し引きは認めないとするが、続けて百姓を助けるため半分は来秋までの納入延期を認めるから、残り半分はすぐに納入せよとしており、結局年貢からの差し引きは認めていない。残る③については、「可為百姓役事」と素っ気なく拒否している。この東寺の方針に対し逃散している百姓たちは再度の訴えを記して、新預所を称する河崎光信に託して届けてきた (4-229)。その百姓申状は①の損亡について触れていないので、3分1損を受け入れたことがわかる (4-220参照)。しかし②の来納については利息分を加えた21.76石を農民の負担とされることは認められないとし、③の米運送費について15石も運送し、しかも石別500文から600文であるべきを300文で運送したのに、この差し引きを拒否されるのは納得できないとする。そして最後に半済方において代官は毎年変わるが、来納分はちゃんと認められているのに、末代の本所東寺がそれを認めてくれないのは嘆かわしいと述べて、逃散の姿勢を崩さなかった。

この慶信の来納については高橋敏子氏が詳しく論じられているが、この来納分は慶信が私用したことを慶信自身が認めているので、ここでは氏とは視点を変えて考えてみたい<sup>15)</sup>。東寺が慶信の来納は「私借用」としているのに対して、たとえそれが私用されたとしても、百姓が慶信に返弁を要求するのではなく、年貢からの差し引きを要求しているのは、慶信の来納は私的な行為ではなく、荘園領主の荘務権の一環を預所が行使したとして捉えているからである。この意味で預所の自立的支配権は東寺にとって危険な存在になりうるのである。

預所に関してもう一つ注目したいのが、応永3年12月の公文弁祐の注文に3石7斗の「保一色領(預)所殿手作分」が見えており (4-220)、この部分は未納となったので応永5年 (1398) にも「三石七斗保一色侍従房手作年貢」として納入の催促がなされている (4-244)。保一色は「預所名保一色」とも称されるように (4-67)、預所自名として散田支配を行いうる土地なので、保一色農民を使役しての手作が可能なのである。このように預所慶信は不作に苦しむ太良荘において、来納を行い、手作地耕作をさせ、代官禅朝と共に守護から課された米の運送を農民に転嫁していたが、それは本来の預所支配の復活であった。最初に東寺に訴え逃散したのが「領家方」百姓であったというのも、領家方を支配する預所との関連で理解されよう。これに対し東寺は特に預所が来納分を私的に使用したことを不法として罷免し、百姓に対しては来納を「私借用」、米運送費を「百姓役」として負担を押しつけようとして逃散という抵抗にあったのである。

この来納と米運送費の問題は応永3年の散用状が提出されなかったように<sup>16)</sup>、決着を付けられないままであったが、応永7年(1400)には応永4年分の散用状を作成して決着を付けることになった。前述したように、この時に守護役の飯米越賃を年貢米から差し引くようになった(4-255)。供僧はそれを不当としているが、以後こうしたやり方が次第に定着していくのであり、伊藤氏の言われる守護役を負担する「荘家」は自然にできあがったものではなく、百姓の逃散という行動を通じて形成されたものなのである。

慶信の後は一色氏家臣の河崎光信が「預所職ハ身が受取候」と述べて預所職となり、百姓の還住を図るので東寺の代官を下して欲しいと要望している(4-230)。しかし河崎が荘園所務にあたったことは確認できず、荘園所務は依然として代官禅朝と公文弁祐があたっている(4-233・237)、河崎は渡辺直秀と同じ預所得分収納者であったと判断される。30年ぶりの慶信(源俊)の預所支配は短期間で終わり、これ以後太良荘には預所は置かれなかった。こうして東寺の損亡減免額に抗議することから始まった太良荘最初の逃散は預所という歴史的に形成され、独自の権限を有していた荘官を消滅させて所務代官支配に一元化し、また百姓の守護役負担に対し年貢からの差し引きを認めるようになったという点で室町期の太良荘の大枠を形成したのである。

### 3. 代官排斥と徳政

右に述べたように、応永3年(1396)末に起こった荘民の逃散の結果形成された枠組みは、この後正長元年(1428)まで維持され、それゆえ比較的安定した時代が続く。応永3年(1396)の慶信罷免の後には代官禅朝(教実)と公文弁祐が領家方・地頭方双方の所務に当たり、応永11年(1404)6月に禅朝に代わって下野房朝禅と但馬房禅慶が代官に任命される(4-278~282)。しかし応永14年(1407)に禅慶は百姓より逃散をもって訴えられたので罷免され、朝禅は朝賢と改名し代官として存続する(4-309)。しかし応永20年(1413)9月に領家方・地頭方双方の代官に金蓮院杲淳が任命されたので(4-362~365)、朝賢は罷免され、相国寺の僧乾嘉(嘉副寺)が所務に当たることになり(4-370)、正長元年を迎える。ここでは代官乾嘉の時代を中心にこの間の特徴を見ておきたい。

応永14年に前述の禅慶の罷免を求める百姓の逃散が行われた後には逃散は行われなくなる。また相変わらず百姓は守護役と損免のことで東寺に訴えているが、代官朝禅と公文弁祐の時から百姓の守護役負担への年貢の下行や損免要求を、この二人が東寺に伝えて善処を求めることが目立つようになる(4-312・327・329・339・346・354・356)<sup>17)</sup>。代官乾嘉のときには、彼が収納時以外は在京していたからであろう、彼が百姓の要求を伝えているような文書は伝わっていないが、乾嘉には公文や百姓と署名した起請文が2通ある。一つは応永22年(1415)11月に伊勢夫の糧米額の注進に誤りないことを、代官乾嘉・公文弁祐と7人の百姓が連署して誓約している文書である(4-389)。もう一つが同26年(1419)3月に3年間の守護役のうち地下役として負担してきた注文を起請文として提出している文書で、そこにも代官乾嘉・公文弁祐と5人の百姓が連署している(オ127)。こうしたことは南北朝末に先例があるが、代官・公文と百姓が相互に監視するものとされていたそれ以前にはあり得ないことであった<sup>18)</sup>。これは代官・公文と百姓の「一体化」が進みつつあったことを示し、東寺に対して共同して責任を負うという傾向を強めたように思われる。百姓の逃散が見られなくなるのもこれと関

連する可能性がある。しかし荘官と百姓の「一体化」は両者が口裏を合わせて不法などを表に出さないという体制になりやすい。正長元年の太良荘における公文・代官をめぐる紛争は応永後半期の一見すると安定的な荘園の水面下の対立が吹き出した事件であった。以下ではそれについて検討する。

応永20年(1413)9月に地下代官として乾嘉が任命され、朝賢は代官を罷免されたが、翌年10月には守護代三方範忠の折紙(「とんせい物の折紙」とされている)を獲得して、東寺の年貢米を抑留しようとした。百姓たちの訴えにより、地下を払われることになった朝賢は代官乾嘉に嘆いて地下の安堵は許されたものの、持っていた三つの名は没収された。後に弟子の北坊栄賢が代官乾嘉に嘆いたため2つの名は返却され(その1つが定国半名である、ア176)、残りの勸心名四分一は朝賢が売却していたので、買得者に安堵されたという(オ263、ハ156)。

この後も朝賢は返り咲きの機会を狙っていたと思われるが、応永末年の地下公文家の悲運がその機会を提供した。弁祐は既に高齢であったので応永27年(1420)に子の兵衛二郎政信に公文職を譲り、応永30年(1423)2月に死去した(ツ282)。ところがこの政信も応永32年5月に死去し、公文家の跡が絶えたのである(同)。朝賢は朝禪の名で最初に代官に任命されたときの代官職請文において、公文弁祐とは「所縁」であるので、公文と「合躰」して所務をしたいと述べ(4-282)、公文に任じられていた永享4年(1432)7月に自らの地位を「譜代相伝之公文職」と表現しているから(し103)、公文家の跡を継ごうと考えたとしても不思議ではない。ただし朝賢はこの時の代官乾嘉と仲がよくなかったから、自分が公文になることは見合わせ、弟子の北坊栄賢を所務に関与する人物として送り込んだものと推定される。応永34年(1427)の守護による近江陣の野伏徴発は厳しく、百姓申状は荘民15人が45日間も在陣していると述べ、援助のために年貢の下行を求めている(フ222)。この百姓申状に添状を書いているのが栄賢であって、徴発された小百姓が耐えきれないで欠落をする積もりらしいことを述べ、大事に至らないように年貢からの下行を東寺に進言している(フ216)。

この応永34年は太良荘で色々な出来事があり、この年の散用状によると東寺は近江夫は5人分の下行しか認めなかったが、領家方・地頭方双方ともに3分1損亡となって18石余が免除され、更に守護が兵糧米を25石も徴発した(フ91、ハ154)。そのほかの出費もあってこの年に地頭方から東寺に納入された年貢米は6石5斗しかなかった。この年から翌年正長元年(1428)にかけて慣れない現地での所務に当たって苦勞した中誉という人は「去年之事ハ損亡と申、兵糧米と申、又加様之未進河成と申、料足なども上候ハて無御心元存候」と述べている(ツ198)。この正長元年の8月には京都で徳政一揆が起こり、若狭にも波及し、若狭の一揆勢は太良荘から9貫270文の兵糧米を徴収している(リ115)。それだけでなく、太良荘も徳政に巻き込まれていたのである。翌正長2年2月に代官乾嘉の罷免を求める一部の百姓が東寺に提出した申状のなかに、

一、とくせい(徳政)の儀ニ付候て、自去年地下のさくらん(錯乱)中々無是非候、か様のさくらんも以前申上候ことく、四人百姓の所行にて候、とりわけ道性入道ちやうきやう(張行)の本人にて候、御代官定候とも、まつ早々ニ上使を下申され候て、公文相ともに地下の様すを御しつめ候へく候、さ候ハすハ地下の御したち(下地)あれ候へく候、

とある(し200)。これによれば正長元年より道性を張本人とする「四人百姓」が徳政に関して地下の錯乱を引き起こしているという。道性は応永33年(1426)11月に荘内小野寺本堂の鰐口を寄進し、翌

34年8月には「大願主鳴滝村之道性」として荘の八幡宮造営にあたっており<sup>19)</sup>、荘内鳴滝に住む有力な農民であった。後述するように、乾嘉が罷免された後の正長2年6月に領家方で検注が行われたが、その検注帳では道性は時沢半名の名主とされている（ア176）。この検注帳には、右近太郎が名主である真村四分一名に「去年マテ和泉大夫、正長二年ヨリ」との注記があり、公文（朝賢）と右馬大夫が名主である二つの勸心四分一名にそれぞれ「去年マテ道性、正長二年ヨリ渡」との注記があって、名主が交替しているのが注目される。道性が関与しているのも、この名主の交替は徳政の結果と見ることができる。すなわち太良荘でも正長元年後半に右近太郎や右馬大夫が徳政により名を取り戻そうと動き、和泉大夫や道性がそれを阻止しようとして地下錯乱の状態となっていたのである。

百姓の間の対立は弁祐・政信の跡の公文職、勸心名四分一、内御堂供僧職を狙っていた朝賢にまことに願ってもない好機を提供した。朝賢は勸心四分一を取り戻すためにも徳政を実現しようとする百姓と結び、乾嘉の失脚のために動き始めた。

表2 正長元年（1428）東寺領年貢等注進状

注進状	応永33年散用状
①<地頭方年貢>	
年貢 42石	19.9609石
春成 3500文	2701文
夏地子 3000文	2238文
秋地子 3000文	2238文
御影堂掃除夫900文	栗代 250文 (なし)
③<領家方年貢>	
年貢 75石	72.09718石
春成 3500文	2731文
夏地子 3000文	1900文
秋地子 3000文	1900文
⑦<応永33年・34年和市>	<散用状の和市>
33年地頭方石別 1100文	33年地頭方石別 700文
領家方石別 1000文	領家方石別 650文
34年地頭方石別 1350文	34年地頭方石別 850文
領家方石別 1200文	領家方石別 800文
②<嘉副寺取る分・地頭方>	④<嘉副寺取る分・領家方>
公文給分3年分 12.95石	宗安名酒肴料 2100文
公文継ぎ目 2100文	勸心名酒肴料 1050文
内御堂供僧酒肴料 2100文	勸進名1/4散田 2石
荘内寺社6所酒肴料 3000文	

こうした中で11月に「御百姓中より」東寺に注進状が届けられた（ツ278、ハ155）。それは①「地頭之御方土貢以下之事」、②「加副寺（乾嘉）方へとらるゝ分」（地頭方）、③「領家御方」（年貢）、④「加副寺方へとらるゝ分」（領家方）、⑤「庄家仕足、大概地頭・領家」、⑥「地下之百姓役」、⑦「応永33年・34年度和市」という7項目について記している。ここでは①から④と⑦に注目し表2に示した。①・③・⑦は現地での実際の年貢高や和市を記したものと見られるので、応永33年の散用状に記された年貢高や和市（応永34年分も）と比較できるように表2に記入しておいた。①・③の年貢の詳細については正長2年の領家方・地頭方の検注と関連して後述することにしたが、地頭方の年貢が42石もあると注進されているのは、散用状やこの少し前に正式な代官職を請け負った金蓮院早慶の地頭方年貢請負額が19石余であることを見ると（ハ147）、地頭方供僧には魅力的であったと思われる。

まず乾嘉が収取していた②・④について見ておきたい。地頭方においては公文政信が死去した応永32年の後に5段の公文給田





正長2年の地頭方検注帳を検討する前に、もうひとつ、代官乾嘉が扱ったと考えられる年未詳の年貢帳があるので、それを表3に掲げた(教王護国寺文書1266号)。これを乾嘉が扱った土地台帳と見る根拠は、年貢高が45石と乾嘉の年貢収納高に近く、また正長2年以前で、正長2年より遠くない状態を示しているからである<sup>21)</sup>。またこれは代官が百姓から収納する年貢額であり、東寺が収納する年貢額でないことは、暦応2年(1339)より7段あった二石代が4段に減らされたにもかかわらず(ハ12)、ここでは7段と記されていることからわかる<sup>22)</sup>。まず田数からみると合計3町6段150歩となる。南北朝期の地頭方の田数を知りうる史料として暦応元年(1338)分地頭方散用状の請料からの推測によれば5町2段80歩(除恒枝保分)で、これに請料のない二石代7段を加えて5町9段80歩となる(ハ10、半済になると2町9段220歩)。したがって年貢帳の方が田数が多い。年貢帳で馬上免田が1町を超えているのは、開発が進んだか、寺用田を取り込んだかしたためであろう。年貢帳の定米は44石余となるので、代官は計算上24石余を取得しうる。

年貢帳の畠方は馬上免畠(段別200文)と散田畠(段別350文)に区別されている。これに対し散用状では暦応元年以来畠の地目に区別はなく4町1段余の畠数に年間350文を課し、14貫428文が麦地子・秋地子に二等分されて納入された。しかし南北朝末のものとは推定される「地頭御方之畠事」には半済以前の散田畠4町1段260歩(そのなかに小免1町120歩、分錢免・給地3段220歩があり、これらを除くと2町7段280歩)と馬上免畠2町7段160歩が記されており(ハ417)、在地においては馬上免畠と散田畠を区別する鎌倉期以来の方式が続けられていた可能性が高い。むしろ散田畠と馬上免畠を区別しない散用状のやり方は数字上の操作ではなかったかと考えられる。しかしそうであってもひとたび確立された散用状方式は改められることなく、納入分錢額は半済などで減少し、正長2年の検注前には4貫476文で固定化されていた(ハ151)。年貢帳の畠数2町8段236歩は暦応元年の4町1段の半済分(2町180歩)を上回っており、年貢帳を基準にすれば散用状の倍近くの8貫633文の収納が場合によっては可能になる。

以上の検討を踏まえて、正長2年6月の検注帳(表4)と年貢帳を比較すると、検注帳が年貢帳を基礎に作成されたことは、馬上免や二石代の本田数などの比較により明白である。すなわち東寺の地頭方における検注は代官乾嘉の支配を取り込んだものなのである。検注帳において馬上免田や二石代で田積が減少しているのは河成や半済方領主の吉原殿押領分(馬上免内160歩)を除いたからであり、その意味ではこの検注帳は現実の所務を予想している。

網野氏は地頭方の検注の成果は新開と帳ハツレの把握であるとされたが<sup>23)</sup>、それだけでは止まらない。まず暦応元年以来続いてきた年貢算用の散用状方式を離脱したことが挙げられる。それは畠についての地目の区別による、現実的把握への転換であった。さらに貞治2年(1363)より「地下定立用」として60石余が差し引かれて定米が定められたため、代官給分などが表に出ることなく、いわば背後に隠れていたが、この検注はそれらをも表に出して把握した。この二つはいずれも乾嘉の年貢帳を踏襲することによって可能となったものである。そして決定的なことは、応永17年(1410)以来固定化されてきた定米19石余の体制を打破し得たことである。それをよく示すものが永享2年(1430)分の地頭方散用状(リ120)であって半分定(本米)が従来の30石余から47.685石へと跳ね上がり、この年は10石の損免があったにもかかわらず、残定米は19石余から30石余と増加している(翌永享3

年分残定米は40石余となる、ハ170)。そして代官得分も従来と違って「寺納五分一定」と他の東寺領に見られるようなやり方に「合理化」された。確かに正長の検注は耕地や百姓の編成などについては鎌倉期のあり方を続けており、新たに見るべきものはないが、年貢額算定について南北朝期から室町にかけて代官や百姓が河成などを少しづつ増やして東寺への年貢額を減少させ、それを型の決まった散用状で守ってきたあり方を、代官乾嘉の支配を受け継ぐことにより、打破したのである。代官と名主が形成していた閉鎖的結合に徳政による内部亀裂が走って、内部の支配のあり方を知ることができ、その代官支配のあり方を検注で確定したということになる。

次に領家方については正長元年の百姓の注進状に見える75石と散用状の72石余とそんなに変わらないので、大して期待はされていなかったであろうが、実際にもそうした結果となった。表5が領家方検注帳を表にしたものであるが、田数と畠数を文永6年(1269)4月太良保領家方年貢員数目録案(1-83)、応安元年(1368)太良荘半分田地年貢等注文(4-52)と比較した表6を参照されたい。そこからわかることは名と保一色の田数は文永6年を基準とし、それを半済によりひとつの例外もなく均等分割したのが応安元年の田数であり、正長2年の検注帳はそれを忠実に踏襲している。表には出さなかったが河成の田数は応安元年の保一色河成3段300歩が、正長2年の検注で1段315歩に減少しているほかは、正長2年の各名の河成田数は応安元年と全く一致している。その意味で検注の成果はこの河成の減少だけで、あとは鎌倉期以来何も変わっていないということになる。永享元年(1429)分の領家方散用状の半分定(本米)は79石余とするが、それは「応安五・六河成永享元年興行分定」とされており(ハ165)、河成の減少が成果だとされている。

表5 正長2年領家方田数・名寄 (ア176)

地目	田数	河成	分米	畠数	河成	分銭	名主・作人
定国半名	10-130		8.80524	2-095		230	北坊
助国半名	12-070	0-180	9.55867	2-0	0-010	200	和泉大夫・介大夫
真村半名	7-125	0-240	7.2166	4-0	1-0	400	谷平大夫・右近太郎
勸心半名	8-300		8.5385	2-0		200	公文方・馬大夫
時沢半名	7-128	0-240	6.8925	7-0		700	道性
宗安半名	11-0	1-0 <sup>1)</sup>	9.2746	5-0		500	谷平大夫
末武半名	10-0		10.21	1-180		150	鳴滝平大夫・大和大夫
新開	0-180		0.6				道貞
保一色	22-045	1-315	17.7				
(計)	89-258	4-255	78.79611	23-275	1-010	2380	
修理替銭	(総田数90-258×20文-224文<預所納入分> <sup>2)</sup> )=1863						
助国名請料	1500文						

\*1 内訳0-180河成、0-180大般若御寄進。

\*2 名別30文7名分。

表の(計)の数字は計算による。原史料は分米総額を79.10278石、分銭総額を2379文とする。

**表 6 田畠数の比較** (単位:段、応安・正長の田数は河成等も含む)

	文永6年(1269)		応安元年(1368)		正長2年(1429)	
定国名	田20-260	畠4-190	田10-130	畠2-095	田10-130	畠2-095
助国名	25-140	4-0	12-250	2-0	12-250	2-0
真村名	16-010	8-0	8-005	4-0	8-005	4-0
勸心名	17-240	6-0	8-300	2-0	8-300	2-0
時沢名	15-256	12-0	7-308	7-0	7-308	7-0
宗安名	22-0	10-0	11-0	5-0	11-0	5-0
末武名	22-0	3-0	11-0	1-180	11-0	1-180
保一色	48-0		24-0		24-0	
	187-186	47-190	93-273	23-275	93-273	23-275

正長2年の検注によって年貢算定方法が変わった地頭方に対して、領家方は何も変わらなかった。それは、結果からの推測になるけれども、領家方の名主層の力を示すものと思う。応永14年(1407)以来、代官の朝賢や乾嘉、公文の弁祐や政信が支配にあたってきたが、増加する河成といい虚偽の和市といい、領家方名主層もそれを支持していた。代官・公文と百姓が署名した応永26年(1419)の起請文において乾嘉が「御代管、守護方あいしらいねんころに御座候間、御公事先々より少減候」と百姓から持ち上げられているのがそれを示している(オ127)。この代官・名主が互いの利害で閉鎖的に結束した体制は強固なものであり、東寺の供僧もたやすくは手が出せないものであった。こうした東寺を含めた状態を網野氏は「停滞」と称され、伊藤氏は「荘家」と呼ばれたのであろう。

しかし正長元年に起こった徳政一揆が太良荘にも影響を及ぼし、百姓間の対立を生んだ。これに目を付けた朝賢は徳政推進派の百姓と結んで公文職を獲得し、代官乾嘉を失脚させるため、乾嘉の内々の支配のあり方を百姓たちに暴露させて、乾嘉罷免に成功し、その結果乾嘉の支配を継承した検注が行われた。検注により地頭方では年貢の算定方法が変わったが、領家方では基本的に何も変わらなかった。これは乾嘉の支配も領家方においては従来のあり方を変えることができなかつたからだと思う。

それと太良荘の徳政についても注目すべきことがある。朝賢が自分の勸心名四一を取り戻そうという利害から徳政推進派と結んだことは、ある程度徳政を推進するという立場を取ることを意味する。確かに右近太郎、朝賢、右馬大夫は名を取り戻しており、その限りでこの検注帳は徳政を確認している帳簿でもある。しかし徳政阻止の張本人の道性は時沢名を保持しているし、そのほかの田畠について地頭方を含めて徳政が行われたような注記はない。太良荘においては特別の2名を除いて徳政を求める声は抑圧されたのであり、これ以後も領家方名主を中心とする体制が継続したものと思われる。次の永享年間には荘民の動向を示す史料がほとんど伝わっていないのは、この体制の閉鎖性を示すものと思う。



一色氏と遠敷・三方両郡の国人一揆との決戦を前に農民が避難したものと見られ、抗議行動としての逃散ではない。

- 12) 拙稿「南北朝期の太良荘地頭方について」『福井大学教育地域科学部紀要』第Ⅲ部、社会科学、65号、2009年。
- 13) 注12) 拙稿。
- 14) 源俊の花押と慶信の花押は『若狭国太良荘史料集成』第四巻の巻末「花押一覧」に花押7と花押87として収載されている。両者は異なるが、花押の骨格が一致することと年代の隔たりを考えれば、別人と考える必要はなかろう。
- 15) 高橋敏子「若狭国太良荘地下来納」『南山経済研究』19巻3号、2005年。高橋氏は、東寺はこの来納を預所慶信が私用したものと判断したが、百姓たちはこれは東寺に納入された来納であるから、元利ともに年貢から差し引かれるべきものと主張したと理解されている。問題の来納は慶信自身が「兩年ニ米十四・五石つかいて候、それハかくし申さず候、年々にも弁申候ハんと申候お、せひなく御かいゑきのたんなけき存候」（4-232）と述べたものに相当し、慶信が私用し、それゆえに改易された原因となったものであった。従って百姓たちも来納が私用されたものであったことは周知のことであったから、百姓の主張の根拠は別の視点から把握すべきものと思う。
- 16) 慶信の述べるところでは応永3年分の散用状は公文弁祐が作成したが、代官教実の未進を隠蔽するため東寺への提出を止めたという（4-232）。
- 17) 須磨千願氏は弁祐の活動を「百姓等の代表として彼らの要求・嘆願を代弁することにも努力している」と評価されている（『小浜市史』通史編、上巻、1992年、563頁）。
- 18) 代官・公文と百姓の連署起請文は、永和元年（1375）に政所貞円・公文弁祐と百姓が連署して河成に関して提出した起請文にその先例があるが（4-104）、それ以前では年貢未進と不作河成についての延文4年（1359）の百姓起請文（オ32）や細川清氏に徴発された兵糧米の額についての康安2年（1362）の百姓起請文（は105-2）に、公文や預所や地頭方代官が連署することはない。
- 19) 『小浜市史』金石文編、小野寺鰐口（48頁）。太良荘日枝神社棟札（66頁）。
- 20) 網野氏はこのところを「当御代官（栄賢）かふうき（風儀）就諸事二候て無正躰候」との読みと注を加えられ、これは乾嘉を支援する百姓の申状とされている（網野前掲書、260頁）。網野氏がこの本を書かれたときには、本文で利用している正長元年11月の百姓中注進状、同年12月11日御百姓惣中申状は知られていなかったもので、判断を誤られたのであろう。
- 21) この年未詳の年貢帳と正長2年の検注帳の馬上免畠地子に関する共通する部分を表示すると次のようになる。

年未詳年貢帳	7段 道阿弥	2段130歩	右近入道	1段	右近	1段156歩	左近
正長2年検注帳	7段 尻高道阿ミ	2段130歩	長田右近入道	1段	太良右近	1段156歩	鳴滝平大夫 本左近

4筆のうち3筆が同じ人名なので、両帳の時期は近いことがわかり、また4筆目の畠に関する検注帳の注記に「本左近」とあるので、年貢帳は検注帳より以前で乾嘉の時代と見ることができる。

- 22) 前掲拙稿「南北朝期の太良荘地頭方について」において、二石代の残りの3段は地頭方代官得分になったと推定したが、この年貢帳により代官は7段の年貢を収納し、内3段分の年貢を得分としていたことがわかる。
- 23) 網野氏前掲書、262頁。